遺族基礎年金フローチャート

START 亡くなった人が国民年金に加入していた

Yes!

亡くなった人の収入で生計を維持していた

No! → 遺族基礎年金の受給なし

Yes!

保険料納付期間中の場合

●国民年金に加入中の人

※納付期間には条件があります。
満たしていない場合は
「該当しない場合」へ

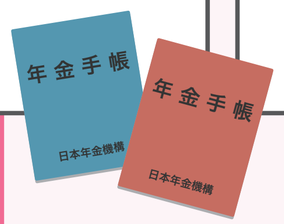

老齢基礎年金受給中の場合

●老齢基礎年金の
受給資格を満たしていた人

（受給中、未請求いずれも可）

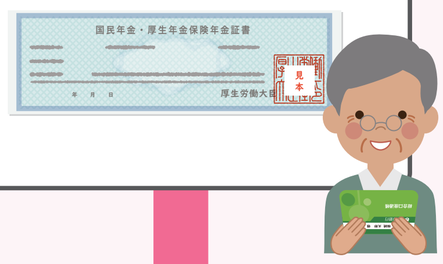

No!

老齢基礎年金の受給者資格を満たしていない場合

（保険料納付済期間が
25年未満（免除期間含む）の場合）

No! → 遺族基礎年金の受給なし

Yes!

あなたが以下のすべてに該当する場合

●納付期間が10年以上ある夫が死亡
●婚姻期間が10年以上ある
●60～65歳の妻

寡婦年金が受給可能

死亡一時金が受給可能

いずれか
一方のみ

Yes!

遺族基礎年金が受給可能

あなたが、以下のいずれかに該当する場合

●子のある配偶者
●亡くなった人の子

No!

以下の条件に該当する遺族の場合

●亡くなった人の納付期限が
36か月（3年以上）ある
●亡くなった人と生計を同じくしていた

※ただし優先順位上位者が受給します

①配偶者
②子
③父母
④孫
⑤祖父母
⑥兄弟姉妹

No! → 遺族基礎年金の受給なし